【手数料を納付書で支払う場合】

火薬類販売営業許可申請について

１　火薬類の販売事業を行うには許可が必要です。

火薬類の販売業を営もうとする者は、販売所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、火薬類の製造業者が、その製造した火薬類をその製造所で販売する場合は、火薬類販売営業の許可は不要です。（事業としての販売でない場合であっても、火薬類を第三者に引き渡すときは、譲渡の許可が必要です。）

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬類販売営業許可申請書（様式第６） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記３を参照）** |
| 事業計画書 | 1 | 占有又は所有する火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備、貯蔵する火薬類の種類及び最大数量を記載すること。 |
| 定款の写し | 1 | 会社である場合に限る。 |

３　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：競技用紙雷管のみを扱うもの　１件につき**25,000円**

　　　　　その他のもの　　　　　　　　１件につき**110,000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第６（規則第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬類販売営業許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　　　　称 | |  | |
| 販売所所在地(電話) | |  | |
| (代表者)　住所氏名 | |  | |
| 販売する火薬類の種類 | |  | |
| 欠格事由に関する事項 | １ 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 | |  |
| ２ 禁錮以上の刑に処せられ､その執行を終わり､又は執行を受けることのなくなった後３年を経過していない者 | |  |
| ３ 心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの | |  |
| ４ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの | |  |

　別紙添付書類　１　事業計画書

　　　　　　　　２ 会社にあっては、定款の写し

備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２ ×印の欄は、記載しないこと。